

半 期 報 告 書

(第61期中) 自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日

ニッセイ同和損害保険株式会社

(551009)

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

E D I N E T による提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 保険引受の状況	4
3. 対処すべき課題	7
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	9
(4) 大株主の状況	10
(5) 議決権の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
中間財務諸表等	13
(1) 中間財務諸表	13
(2) その他	31
第6 提出会社の参考情報	32
第二部 提出会社の保証会社等の情報	33

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月24日

【中間会計期間】 第61期中（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

【会社名】 ニッセイ同和損害保険株式会社

【英訳名】 Nissay Dowa General Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 須藤 秀一郎

【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満四丁目15番10号

【電話番号】 大阪（6363）1121（大代表）

【事務連絡者氏名】 総務部法務グループ長 坂元 康博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号

【電話番号】 東京（3542）5511（大代表）

【事務連絡者氏名】 経理部主計グループ長 斎藤 光孝

【縦覧に供する場所】 当社東京本社
（東京都中央区明石町8番1号）
当社横浜支店
（横浜市中区本町五丁目48番地）
当社名古屋支店
（名古屋市西区名駅二丁目22番9号）
当社神戸支店
（神戸市中央区明石町19番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目6番10号）
証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）
証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

（注） 上記の当社名古屋支店は、証券取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期	
会計期間	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%)	139,398 (25.01)	148,016 (6.18)	158,695 (7.21)	280,574 (24.06)	308,309 (9.89)
経常利益(は経常損失) (対前期増減率)	(百万円) (%)	1,623 (153.33)	3,102 (-)	9,630 (210.39)	194 (98.57)	8,486 (-)
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失) (対前期増減率)	(百万円) (%)	3,689 (67.87)	3,609 (2.17)	4,135 (14.56)	4,160 (26.86)	4,348 (204.52)
正味損害率	(%)	55.99	54.94	55.30	58.21	54.02
正味事業費率	(%)	36.90	37.94	36.15	36.02	35.65
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%)	12,032 (1.69)	10,971 (8.82)	10,239 (6.68)	23,316 (1.59)	20,712 (11.17)
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	47,328 (410,055)	47,328 (410,055)	47,328 (410,055)	47,328 (410,055)	47,328 (410,055)
純資産額	(百万円)	266,607	240,635	237,535	267,334	215,182
総資産額	(百万円)	1,235,965	1,181,102	1,173,302	1,233,122	1,145,678
1株当たり純資産額	(円)	650.17	593.34	608.49	653.77	538.93
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失)	(円)	9.00	8.88	10.41	10.14	10.73
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額	(円)	-	-	-	7.00	7.00
自己資本比率	(%)	21.57	20.37	20.25	21.68	18.78
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	28,823	1,238	9,500	3,237	4,194
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	42,653	8,231	38,841	47,337	39,807
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	22,717	19,419	6,511	8,280	22,029
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	80,990	55,185	42,852	65,152	78,714
従業員数	(人)	3,833	4,414	4,489	3,928	4,433

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性に乏しいため記載を省略しております。

5. 第59期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり純資産額及び1株当たり中

間（当期）純利益の各数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

6. 第60期中から、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従業員数（人）	4,489
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務取締役、退職者及び臨時雇を含んでおりません。

(2) 労働組合の状況

名称、組合員数

平成15年9月30日現在

名称	組合員数（人）
ニッセイ同和損害保険労働組合	3,607
全日本損害保険労働組合同和支部	6

労使間の状況

労使間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、株価上昇等により景気回復の期待が高まったものの、為替相場や海外経済への先行き懸念により依然として不透明な状態が続きました。

損害保険業界におきましては、このような経済動向を反映して保険料収入が伸び悩み、また、市中金利が低水準で推移したこと等により利息及び配当金収入が減少するなど、引き続き厳しい状況にありました。

このような情勢のなかで、当社は、「顧客第一」「共創」「チャレンジ精神」を行動指針とする経営理念のもと、中期経営計画「新世紀へのブレイク・スルー」の諸施策を推進し、業容の拡大と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

商品面におきましては、お客さまの多様化するニーズに応えるため、住まいにかかわるさまざまなリスクをカバーする総合補償型火災保険として昨年発売した「ホームぴたっと」に加え、熟年世代にさまざまな補償を手軽な保険料でご提供する傷害保険「こつこつ倶楽部」を発売するなど、積極的な商品開発に努めました。

営業体制につきましては、マーケットの状況に的確かつ機動的に対応するため、マーケット別・チャネル別営業推進体制を構築するとともに、「最強の総合保険グループ」としての地位をより確かなものとするよう、日本生命保険相互会社との共同取組体制を強化してまいりました。さらに、お客さまサービスにつきましても、「さいゆうトラブルアシスタンスサービス」「ふれ愛工場サービス」「365日安心訪問サービス」等の、お客さまがもっとも不安を感じられる自動車の事故や故障の際のサービス力をより一層強化いたしました。

情報システム面におきましては、先進IT技術の有効活用とさらなる効率化を目指して、基盤整備に努めました。

このほか、「ニッセイ未来を育む森づくり運動」への寄付金を募るなど、社会貢献活動にも努めました。

このような施策を展開いたしました結果、当中間会計期間の経常収益につきましては、保険引受収益が1,817億円、資産運用収益が130億円、その他経常収益が5億円となり、前中間会計期間に比べ26億円増加して1,952億円となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が1,535億円、資産運用費用が9億円、営業費及び一般管理費が309億円、その他経常費用が2億円となり、前中間会計期間に比べ38億円減少して1,855億円となりました。

この結果、経常利益は前中間会計期間に比べ65億円増加して96億円となりました。

これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した中間純利益は前中間会計期間に比べ5億円増加して41億円となり、1株当たり中間純利益は10円41銭となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、積立型保険の満期返戻金の支払が減少したことなどにより、前中間会計期間に比べ82億円増加し95億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還が減少したことなどにより、前中間会計期間に比べ470億円減少し388億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャルペーパーの償還がなかったことなどにより、前中間会計期間に比べ129億円増加し65億円の支出となりました。

これらの結果、当中間会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間会計期間末に比べ123億円減少し428億円となりました。

2【保険引受の状況】

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) (百万円)	対前期増減()額 (百万円)
保険引受収益	180,508	181,703	1,194
保険引受費用	154,324	153,510	813
営業費及び一般管理費	28,405	28,675	270
その他収支	925	612	312
保険引受利益 (は保険引受損失)	1,295	129	1,425

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減()率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	21,024	14.20	6.78	7,135	9.74	35.91
	海上	2,048	1.38	1.75	1,049	1.43	55.48
	傷害	15,452	10.44	0.53	5,740	7.84	42.23
	自動車	77,553	52.40	1.24	44,523	60.80	63.85
	自動車損害賠償責任	15,078	10.19	47.32	6,504	8.88	51.93
	その他	16,858	11.39	8.85	8,285	11.31	52.00
	計	148,016	100.00	6.18	73,237	100.00	54.94
当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	火災	21,663	13.65	3.04	7,971	10.05	38.76
	海上	2,130	1.34	3.99	1,409	1.78	69.91
	傷害	15,089	9.51	2.35	5,734	7.23	42.99
	自動車	79,943	50.38	3.08	46,646	58.82	65.07
	自動車損害賠償責任	21,379	13.47	41.79	7,931	10.00	43.29
	その他	18,488	11.65	9.67	9,614	12.12	54.69
	計	158,695	100.00	7.21	79,307	100.00	55.30

(3) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

	種目	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期増減()率 (%)
前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	32,330	16.79	1.89
	海上	2,602	1.35	1.17
	傷害	34,784	18.07	11.80
	自動車	77,583	40.29	1.51
	自動車損害賠償責任	22,287	11.57	24.65
	その他	22,969	11.93	26.08
	計 (うち収入積立保険料)	192,557 (26,320)	100.00 (13.67)	2.70 (18.00)
当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	火災	31,242	16.53	3.36
	海上	2,710	1.44	4.17
	傷害	28,751	15.21	17.35
	自動車	79,787	42.22	2.84
	自動車損害賠償責任	22,621	11.97	1.50
	その他	23,870	12.63	3.92
	計 (うち収入積立保険料)	188,984 (17,985)	100.00 (9.52)	1.86 (31.67)

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む。)

(4) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	431,811	430,341
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	170,032	157,116
価格変動準備金	6,260	6,806
異常危険準備金	104,195	106,794
一般貸倒引当金	526	322
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	99,482	113,354
土地の含み損益	7,713	6,077
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	43,601	39,869
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	72,218	74,425
一般保険リスク(R ₁)	15,797	16,577
予定利率リスク(R ₂)	797	697
資産運用リスク(R ₃)	41,479	40,825
経営管理リスク(R ₄)	1,669	1,721
巨大災害リスク(R ₅)	25,417	27,994
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,195.8%	1,156.4%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険(一般保険リスク)を除く。)
 - 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)

資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの
(経営管理リスク)
巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、改修及び売却の計画は次のとおりであります。

(1) 新設

設備名	所在地	内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
高山支社	岐阜県高山市	土地・建物購入	202	202	自己資金	-	平成15年5月
横浜支店	横浜市中区	土地・建物購入	229	229	自己資金	-	平成15年9月

(注) 高山支社及び横浜支店については、当中間会計期間中に計画し、当中間会計期間中に購入いたしました。

(2) 改修

設備名	所在地	内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
横浜支店	横浜市中区	建物改修	200	-	自己資金	平成16年3月	平成16年9月

(3) 売却

設備名	所在地	内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
旧北海道支店ビル	札幌市中央区	土地・建物売却	44	平成15年9月

(注) 旧北海道支店ビルについては、当中間会計期間中に計画し、当中間会計期間中に売却いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成15年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成15年12月24日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	410,055,814	410,055,814	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部 福岡証券取引所 札幌証券取引所	-
計	410,055,814	410,055,814	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 （千株）	発行済株式総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日	-	410,055	-	47,328	-	40,303

(4) 【大株主の状況】

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	136,958	33.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	18,902	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,648	3.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	11,703	2.85
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	8,336	2.03
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	6,267	1.53
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	5,904	1.44
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	5,086	1.24
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	5,043	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社池田銀行口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,990	1.22
計	-	217,840	53.12

(注) 上記のほか、当社は自己株式を19,689千株保有しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,689,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 388,666,000	388,666	-
単元未満株式	普通株式 1,700,814	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	410,055,814	-	-
総株主の議決権	-	388,666	-

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪市北区西天満四丁目15番10号	19,689,000	-	19,689,000	4.80
計	-	19,689,000	-	19,689,000	4.80

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	498	522	509	470	437	485
最低(円)	399	459	442	425	394	411

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）及び当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、経常収益等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.47%
経常収益基準	2.25%
利益基準	1.38%
利益剰余金基準	1.41%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		51,628	4.37	42,560	3.63	47,139	4.12
コールローン		21,500	1.82	5,100	0.43	46,700	4.08
買入金銭債権		378	0.03	411	0.03	377	0.03
金銭の信託		5,965	0.50	3,820	0.33	-	-
有価証券	2 4	841,265	71.23	875,995	74.66	783,028	68.35
貸付金	3 5	107,311	9.09	93,509	7.97	99,877	8.72
不動産及び動産	1	66,538	5.63	63,487	5.41	65,581	5.72
その他資産		68,519	5.80	72,713	6.20	72,226	6.30
繰延税金資産		20,736	1.76	17,906	1.53	33,503	2.92
貸倒引当金		2,608	0.22	2,068	0.18	2,622	0.23
投資損失引当金		133	0.01	134	0.01	133	0.01
資産の部合計		1,181,102	100.00	1,173,302	100.00	1,145,678	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		897,459	75.99	891,877	76.01	888,945	77.59
支払備金		(85,045)		(88,051)		(87,206)	
責任準備金		(812,414)		(803,825)		(801,738)	
その他負債	2	23,910	2.02	24,135	2.06	27,402	2.39
退職給付引当金		9,064	0.77	9,299	0.79	8,924	0.78
賞与引当金		3,771	0.32	3,648	0.31	1,202	0.11
特別法上の準備金		6,260	0.53	6,806	0.58	4,021	0.35
価格変動準備金		(6,260)		(6,806)		(4,021)	
負債の部合計		940,466	79.63	935,766	79.75	930,495	81.22
(資本の部)							
資本金		47,328	4.01	47,328	4.03	47,328	4.13
資本剰余金		40,303	3.41	40,303	3.44	40,303	3.52
資本準備金		(40,303)		(40,303)		(40,303)	
その他資本剰余金		(-)		(0)		(-)	
利益剰余金		84,530	7.16	77,912	6.64	76,572	6.68
利益準備金		(7,492)		(7,492)		(7,492)	
任意積立金		(68,938)		(62,006)		(68,938)	
中間(当期)未処分利益		(8,099)		(8,413)		(140)	
その他有価証券評価差額金		70,577	5.97	80,419	6.86	55,690	4.86
自己株式		2,104	0.18	8,428	0.72	4,712	0.41
資本の部合計		240,635	20.37	237,535	20.25	215,182	18.78
負債及び資本の部合計		1,181,102	100.00	1,173,302	100.00	1,145,678	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益		192,542	100.00	195,222	100.00	407,032	100.00
保険引受収益		180,508	93.75	181,703	93.07	381,567	93.74
(うち正味収入保険料)		(148,016)		(158,695)		(308,309)	
(うち収入積立保険料)		(26,320)		(17,985)		(51,251)	
(うち積立保険料等運用益)		(5,592)		(5,022)		(10,741)	
(うち責任準備金戻入額)		(570)		(-)		(11,246)	
資産運用収益		11,518	5.98	13,014	6.67	24,481	6.01
(うち利息及び配当金収入)		(10,971)		(10,239)		(20,712)	
(うち有価証券売却益)		(5,891)		(4,516)		(13,911)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(5,592)		(5,022)		(10,741)	
その他経常収益		515	0.27	504	0.26	984	0.24
経常費用		189,439	98.39	185,591	95.07	415,519	102.09
保険引受費用		154,324	80.15	153,510	78.63	327,227	80.39
(うち正味支払保険金)		(73,237)		(79,307)		(150,970)	
(うち損害調査費)		(8,088)		(8,447)		(15,567)	
(うち諸手数料及び集金費)		(27,759)		(28,686)		(56,027)	
(うち満期返戻金)		(44,883)		(33,810)		(102,022)	
(うち支払備金繰入額)		(168)		(845)		(2,329)	
(うち責任準備金繰入額)		(-)		(2,086)		(-)	
資産運用費用		3,982	2.07	906	0.46	29,719	7.30
(うち有価証券売却損)		(1,587)		(305)		(4,594)	
(うち有価証券評価損)		(1,912)		(227)		(24,661)	
営業費及び一般管理費		30,177	15.67	30,935	15.85	57,371	14.10
その他経常費用		955	0.50	237	0.12	1,200	0.30
経常利益 (は経常損失)		3,102	1.61	9,630	4.93	8,486	2.09

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別損益の部							
特別利益		6,037	3.14	537	0.28	8,158	2.00
特別法上の準備金戻入額		(-)		(-)		(1,957)	
価格変動準備金		((-))		((-))		((1,957))	
退職給付信託設定益		(5,858)		(-)		(5,858)	
その他		(178)		(537)		(342)	
特別損失		3,684	1.91	3,676	1.88	6,558	1.61
特別法上の準備金繰入額		(281)		(2,784)		(-)	
価格変動準備金		((281))		((2,784))		((-))	
その他	1	(3,402)		(891)		(6,558)	
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		5,456	2.83	6,492	3.33	6,886	1.69
法人税及び住民税		81	0.04	760	0.39	180	0.04
法人税等調整額		1,764	0.92	1,596	0.82	2,718	0.67
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		3,609	1.87	4,135	2.12	4,348	1.07
前期繰越利益		4,489		4,278		4,489	
中間(当期)未処分利益		8,099		8,413		140	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
・営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益(は税引前中間(当期)純損失)		5,456	6,492	6,886
減価償却費		2,237	2,070	4,621
支払備金の増加額		168	845	2,329
責任準備金の増加額		570	2,086	11,246
貸倒引当金の増加額		640	553	654
投資損失引当金の増加額		0	0	0
退職給付引当金の増加額		63	375	76
賞与引当金の増加額		2,605	2,445	36
価格変動準備金の増加額		281	2,784	1,957
利息及び配当金収入		10,971	10,239	20,712
有価証券関係損益()		2,365	4,023	15,359
支払利息		6	1	17
為替差損益()		136	292	147
不動産動産関係損益()		82	353	59
退職給付信託設定益		5,858	-	5,858
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		2,253	1,450	5,965
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		312	3,475	2,920
その他		3,285	2,212	6,707
小計		7,534	1,305	19,968
利息及び配当金の受取額		11,812	10,460	22,049
利息の支払額		5	1	16
合併費用の支出額		3,306	-	6,274
法人税等の支払額		272	346	16
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,238	9,500	4,194

		前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
・投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		2,803	10,316	5,622
買入金銭債権の取得による支出		1,950	50	3,950
買入金銭債権の売却・償還による収入		2,050	-	4,050
金銭の信託の増加による支出		-	4,000	-
金銭の信託の減少による収入		609	-	6,525
有価証券の取得による支出		136,093	150,516	214,300
有価証券の売却・償還による収入		135,911	99,996	230,974
貸付けによる支出		6,979	9,202	13,532
貸付金の回収による収入		12,636	14,941	26,623
小計 (+)		8,988 (10,226)	38,514 (29,014)	42,012 (37,818)
不動産及び動産の取得による支出		969	951	2,697
不動産及び動産の売却による収入		213	623	493
その他		0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		8,231	38,841	39,807
・財務活動によるキャッシュ・フロー				
コマーシャルペーパーの償還による支出		15,000	-	15,000
自己株式の取得による支出		1,555	3,718	4,164
配当金の支払額		2,862	2,794	2,862
その他		1	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー		19,419	6,511	22,029
・現金及び現金同等物に係る換算差額		18	9	21
・現金及び現金同等物の増加額		9,966	35,862	13,562
・現金及び現金同等物期首残高		65,152	78,714	65,152
・現金及び現金同等物中間期末(期末)残高		55,185	42,852	78,714

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(3)と同じ方法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
<p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	<p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>同左</p>	<p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 なお、当期に退職一時金制度（自社年金制度を含む）において退職給付信託を設定し、これに伴い、退職給付信託設定益5,858百万円を特別利益に計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。 また、為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。 また、為替変動リスクのヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利や為替相場の変動に伴う貸付金、預金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性の評価を行っております。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利の変動に伴う貸付金のキャッシュ・フロー変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性の評価を行っております。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについては、繰延ヘッジの方法によっております。 また、為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 金利変動リスクのヘッジについては、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動金利の貸付金の一部をヘッジ対象としております。 また、為替変動リスクのヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利や為替相場の変動に伴う貸付金、預金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性の評価を行っております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による特別償却準備金、海外投資等損失準備金及び固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>9. 税効果会計に関する事項 同左</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p> <p>10. その他財務諸表作成のための重要な事項 (1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		<p>(2) 1株当たり情報</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間において資産の部に計上していた「自己株式」(1百万円)は、当中間会計期間末においては、資本に対する控除項目としております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は48,582百万円、圧縮記帳額は5,640百万円であります。</p> <p>2. 担保に供している資産は有価証券1,331百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金24百万円であります。</p> <p>3.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は83百万円、延滞債権額は1,246百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は52,315百万円、圧縮記帳額は5,614百万円であります。</p> <p>2. 担保に供している資産は有価証券215百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金21百万円あります。</p> <p>3.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は584百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は50,669百万円、圧縮記帳額は5,664百万円あります。</p> <p>なお、当期において収用による代替資産として取得した不動産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は31百万円あります。</p> <p>2. 担保に供している資産は有価証券642百万円あります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金22百万円あります。</p> <p>3.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は1,240百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)																		
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は515百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,845百万円であります。</p> <p>4. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが2,243百万円含まれております。</p> <p>5. 中間貸借対照表上の貸付金の他に、次のとおり貸出コミットメントに係る貸出未実行残高があります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,440百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">846百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">594百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	1,440百万円	貸出実行残高	846百万円	差引額	594百万円	<p>(3) 同左</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は274百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は858百万円あります。</p> <p>4. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが2,412百万円含まれております。</p> <p>5. 中間貸借対照表上の貸付金の他に、次のとおり貸出コミットメントに係る貸出未実行残高があります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">291百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	500百万円	貸出実行残高	291百万円	差引額	209百万円	<p>(3) 同左</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は454百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,695百万円あります。</p> <p>4. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが2,502百万円含まれております。</p> <p>5. 貸借対照表上の貸付金の他に、次のとおり貸出コミットメントに係る貸出未実行残高があります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">541百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">459百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	1,000百万円	貸出実行残高	541百万円	差引額	459百万円
貸出コミットメントの総額	1,440百万円																			
貸出実行残高	846百万円																			
差引額	594百万円																			
貸出コミットメントの総額	500百万円																			
貸出実行残高	291百万円																			
差引額	209百万円																			
貸出コミットメントの総額	1,000百万円																			
貸出実行残高	541百万円																			
差引額	459百万円																			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 特別損失の「その他」には、 合併に係るシステム開発費用 3,306百万円を含んでおりま す。		1. 特別損失の「その他」には、 合併に係るシステム開発費用 6,274百万円を含んでおりま す。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成14年9月30日現在) (百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成15年9月30日現在) (百万円)	1. 現金及び現金同等物の期末残高 と貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成15年3月31日現在) (百万円)
現金及び預貯金 51,628	現金及び預貯金 42,560	現金及び預貯金 47,139
コールローン 21,500	コールローン 5,100	コールローン 46,700
預入期間が3か月を 超える定期預金等 17,943	預入期間が3か月を 超える定期預金等 4,807	預入期間が3か月を 超える定期預金等 15,124
現金及び現金同等物 55,185	現金及び現金同等物 42,852	現金及び現金同等物 78,714
2. 投資活動によるキャッシュ・フ ローには、保険事業に係る資産運 用業務から生じるキャッシュ・フ ローを含んでおります。	2. 同左	2. 同左

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)				前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
動産	435	286	148	動産	254	193	60	動産	435	330	104																														
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>43百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年内	87百万円	1年超	60百万円	合計	148百万円	支払リース料	43百万円	減価償却費相当額	43百万円	<p>同左</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>43百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	43百万円	1年超	17百万円	合計	60百万円	支払リース料	43百万円	減価償却費相当額	43百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>104百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	69百万円	1年超	34百万円	合計	104百万円	支払リース料	87百万円	減価償却費相当額	87百万円
1年内	87百万円																																								
1年超	60百万円																																								
合計	148百万円																																								
支払リース料	43百万円																																								
減価償却費相当額	43百万円																																								
1年内	43百万円																																								
1年超	17百万円																																								
合計	60百万円																																								
支払リース料	43百万円																																								
減価償却費相当額	43百万円																																								
1年内	69百万円																																								
1年超	34百万円																																								
合計	104百万円																																								
支払リース料	87百万円																																								
減価償却費相当額	87百万円																																								

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)及び前事業年度末(平成15年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)及び前事業年度末(平成15年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前事業年度末 (平成15年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	283,941	292,970	9,029	313,089	316,045	2,956	295,644	305,397	9,753
株式	208,553	305,698	97,144	189,867	316,816	126,948	188,926	259,579	70,653
外国証券	204,945	210,159	5,213	221,185	217,101	4,083	186,724	193,612	6,887
その他	13,152	12,614	538	7,633	7,983	350	5,314	5,327	13
合計	710,593	821,443	110,849	731,775	857,946	126,171	676,610	763,917	87,307

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
<p>1. 中間貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金を「その他」に含めております。</p> <p>2. 「その他」の主なものは、投資信託受益証券(取得原価11,798百万円、中間貸借対照表計上額11,237百万円、差額561百万円)であります。</p> <p>3. その他有価証券で時価のあるものについて1,674百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて11百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>	<p>1. 貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金を「その他」に含めておりません。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて24,375百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 1,945百万円 外国証券 691百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 1,399百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 1,667百万円
(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 109百万円 外国証券 3,070百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 162百万円 外国証券 3,070百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 112百万円 外国証券 3,070百万円
(3) その他有価証券 公社債 135百万円 株式 6,329百万円 外国証券 8,081百万円 その他 8百万円	(3) その他有価証券 公社債 135百万円 株式 6,541百万円 外国証券 7,899百万円 その他 6百万円	(3) その他有価証券 公社債 135百万円 株式 6,131百万円 外国証券 8,014百万円 その他 7百万円

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）及び前事業年度末（平成15年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前事業年度末 (平成15年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託				3,891	3,820	70			

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前事業年度末 (平成15年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	25,050	25,063	12	51,393	48,917	2,476	24,266	24,595	329
株式	先物取引									
	買建	721	679	41						
その他	天候デリバティブ取引									
	売建				113 (3)	2	0	188 (8)	4	3
	買建				113 (2)	2	0	188 (7)	4	2
	合計			54			2,476			328

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
1. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。	1. 同左 2. 「契約額等」欄下段()書きの金額は、契約時のオプション料であります。	1. 同左 2. 同左

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
1株当たり純資産額	593.34円	1株当たり純資産額	608.49円	1株当たり純資産額	538.93円
1株当たり中間純利益	8.88円	1株当たり中間純利益	10.41円	1株当たり当期純損失	10.73円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりであります。</p>		<p>同左</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないので記載しておりません。</p> <p>当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前期に適用した場合の1株当たり情報については、以下のとおりであります。</p>	
1株当たり純資産額	650.17円	1株当たり純資産額	653.64円	1株当たり純資産額	653.64円
1株当たり中間純利益	9.00円	1株当たり当期純利益	10.02円	1株当たり当期純利益	10.02円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)(百万円)	3,609	4,135	4,348
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)(百万円)	3,609	4,135	4,348
普通株式の期中平均株式数(千株)	406,343	397,212	405,153

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第60期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）平成15年6月27日 関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成15年3月1日 至 平成15年3月31日）平成15年4月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年4月30日）平成15年5月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年5月1日 至 平成15年5月31日）平成15年6月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年6月1日 至 平成15年6月26日）平成15年7月2日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年6月26日 至 平成15年6月30日）平成15年7月3日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年7月1日 至 平成15年7月31日）平成15年8月11日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年8月1日 至 平成15年8月31日）平成15年9月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年9月1日 至 平成15年9月30日）平成15年10月10日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年10月1日 至 平成15年10月31日）平成15年11月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年11月1日 至 平成15年11月30日）平成15年12月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年12月20日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長 須藤 秀一郎 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 吉益 裕二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がニッセイ同和損害保険株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月17日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 吉益 裕二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。